

工事請負契約締結について

工事請負に関し、次のように契約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 工 事 名 国道501号（坪井川橋側道橋）橋梁下部工（P1・P2）工  
事
- 2 請 負 金 額 436,535,000円
- 3 契約の相手方 松尾・吉永特定建設工事共同企業体  
代表者 熊本市中央区新屋敷3丁目1番22号  
松尾建設 株式会社 熊本支店  
執行役員支店長 石橋 和人  
  
熊本市南区御幸笛田2丁目15番1号  
株式会社 吉永産業  
代表取締役 吉永 隆夫

（提出理由）

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。